

リサイクル用前処理施設新設計画環境影響評価書について

本事業は、いわき市小名浜字渚地内等の工業専用地域約 42.2ha を対象事業実施区域とし、産業廃棄物処理施設（焼却施設）を設置するものである。

主要設備のロータリーキルン焼却溶融炉の処理能力は約 10.2t/h（混焼能力）であり、主に廃電子基板類やシュレッダーダスト等を焼却・溶融することで、銅精錬施設における銅精錬原料とするための前処理を行うことを計画している。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

- 1 事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合には、再度、環境への影響を予測、評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。また、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合には、適切な対策を講じること。
- 2 環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入を検討するとともに、必要に応じて住民等に事業内容を丁寧に説明すること。
- 3 環境影響評価に用いる各種資料及び法令等の基準値等、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載内容について十分に精査し、分かりやすい内容とするよう努めること。
- 4 排ガス中の砒素の濃度低減対策として示されている、排ガス処理設備の増設及び新規局排設備の設置について、それらの効果を評価書に具体的に記載すること。
- 5 水質の環境保全の観点から排水処理施設の適切な運転及び管理が重要であるため、排水処理施設における維持管理の方法並びに汚泥の生成量及び処分方法を記載し、施設の維持管理を具体的に示すことを検討すること。
- 6 排水水質に関する計画値について、水素イオン濃度（pH）には計画値が記載されていないことから、環境への負荷を適切に把握するため計画値の設定を検討すること。
- 7 放流先の周辺海域には藻場が存在していることを踏まえ、水生生物の産卵・生息場としての生態系の保全の観点から、藻場の状況把握の実施を検討すること。